

令和8年

秋の交通安全県民運動実施要領

【令和8年9月21日（月）～9月30日（水）】



佐賀県交通対策協議会

（事務局：佐賀県くらしの安全安心課 交通事故防止特別対策室）

令和 8 年秋の交通安全県民運動実施要領

第 1 目的

秋の全国交通安全運動の実施にあわせて、秋季における交通事故を防止するため、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による交通安全の取組を推進する。

第 2 期間

- 1 運動期間：令和 8 年 9 月 21 日(月)から 9 月 30 日(水)までの 10 日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日：令和 8 年 9 月 30 日(水)【全国一斉】

第 3 主催

佐賀県交通対策協議会（別表 1 のとおり）

第 4 推進機関・団体

別表 2 のとおり

第 5 運動のスローガン

「やめよう！佐賀のよかろうもん運転」～交通死亡事故ゼロを目指して～

第 6 運動の重点

重点 1 (歩行者) 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

重点 2 (自動車) 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

重点 3 (自転車) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

第 7 運動の重点等に関する主な推進事項

1 【重点 1】(歩行者)歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

本県の歩行者の交通事故情勢については、6 月末現在で、車と衝突する人身交通事故が 94 件発生しており、3 人が亡くなっている。

昨年の歩行者の交通死亡事故(死者数：8 人)のうち、半数の 4 人が 9 月から 12 月の秋冬期に亡くなっているなど、例年、秋冬期に歩行者の交通死亡事故が多発する傾向にあることから、本年も 9 月以降の発生が懸念される。

このような現状を踏まえ、歩行者の安全を確保するため、次の項目を推進する。

(1) 歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底

ア 歩行者側にも横断歩道外横断等の法令違反がある場合が多いことなど、歩行者が被害に遭う交通事故実態を踏まえた交通ルールを遵守するための取組の推進

イ 横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知を促す取組の推進

ウ 自らの安全を守るための交通行動として、手を挙げて運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進

- エ 幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出し）等を踏まえた交通安全教育等の推進
- オ 日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童への教育を促す取組の推進
- カ 高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

(2) 歩行者の交通事故防止対策

- ア 全ての年齢層を対象とした反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服等の視覚効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
- イ 通学路、こどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動の推進
- ウ 「生活道路は人が優先」という意識を浸透させるための広報啓発の推進
- エ 「ゾーン30 プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- オ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- カ 通行の妨げとなる不法占拠物件の排除等、道路の適正利用に関する広報啓発等の推進
- キ 令和8年9月1日から、生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられることの広報啓発の推進

2 【重点2】（自動車）夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
秋口以降は日没が早く、夕暮れ時の視認性が低下することから、交通事故が多発する傾向にある。

加えて、本年中も「飲酒運転」による交通事故や「ながらスマホ」による交通違反が後を絶たず憂慮すべき状態である。

このような現状を踏まえ、夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶するため、次の項目を推進する。

(1) 夕暮れ時の交通事故防止対策

- ア 夕暮れ時から夜間における全国的な死亡事故の特徴（日の入り後1時間における横断中の事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の推進
- イ 夕暮れ時におけるライトの早めの点灯を促す取組の推進
- ウ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
- エ 自動車運送業を始めとする各種事業者による従業員への夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組の推進

(2) 運転者の歩行者優先意識等の徹底

- ア 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- イ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や、横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進

(3) 飲酒運転の根絶

- ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用

する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進

ウ 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律（令和8年法律第52号）により、酒酔い運転の罪等の構成要件を明確化するための数値基準が設けられたこと及び飲酒運転はこれらの規定に基づき厳正に処罰されることについての周知

(4) 「ながらスマホ」の根絶

ア 運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発の推進

イ 業務中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進

(5) 妨害運転等・いわゆる白タク行為等の防止対策

ア 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進

イ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

ウ いわゆる白タク、白トラ、白バス行為を防止するため、これらの行為が道路運送法等違反となることなどについての広報啓発の推進

(6) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの適正使用の徹底

ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進

イ シートベルトの着用位置の調整、チャイルドシートの確実な取付方法や正しい着座方法等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進

ウ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進

エ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

(7) 高齢運転者の交通事故防止対策

ア 加齢等に伴う身体機能の変化（反応速度が遅くなるなど）等を踏まえたシミュレーターの活用等による参加・体験・実践型の交通安全教育及び広報啓発の推進

イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進

ウ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の広報啓発の推進

(8) 外国人運転者の交通事故防止対策

ア 母国との交通ルールの違い等を理解するための、啓発動画やリーフレット等を活用した交通安全教育の推進

イ レンタカー事業者等と連携した車両貸し出し時におけるパンフレット等による日本の交通ルールの周知

ウ 日本語学校や外国人コミュニティ等における交通安全教育等の推進

エ 外国人労働者を雇用する使用者等による交通安全教育の強化

オ 安全運転管理者選任事業者に対する交通事故防止に向けた安全運転指導を促す働き掛けの推進

(9) 二輪車の運転者に対する広報啓発

- ア 二輪車の特性（車の死角に入りやすいなど）の周知に関する広報啓発の推進
- イ 乗車用ヘルメットを正しい着用や、プロテクター着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- ウ 若年層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転の実践指導、交通安全教育・広報啓発の推進
- エ ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダルのみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の運転に当たり、無免許運転の禁止等の交通ルールが適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

3 【重点3】（自転車）自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

自転車は、交通事故において「被害者」にも「加害者」にもなるという特徴がある。

本年6月末現在で、自転車が当事者となった人身交通事故は113件発生しており、これは、月約19件のペースとなる。

交通死亡事故では、自転車と車が衝突する交通事故で一人が亡くなっている。

このような現状を踏まえ、自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底するため、次の項目を推進する。

(1) 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底

- ア 一定の交通違反に対し、交通反則通告制度が導入されたことを踏まえ「自転車安全利用五則」にのっとり基本的な通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- イ 交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進（信号の遵守、交差点での一時停止のほか、飲酒運転、「ながらスマホ」の禁止等）
- ウ 警察庁が作成した「自転車ルールブック」を活用した自転車の交通ルールの分かりやすい周知
- エ 「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」が作成した「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた、民間事業者や団体、自治体、家庭、学校等の様々な教育主体による、それぞれが有する知見や教育機会を活用した心身の発達状況等のライフステージに応じた交通安全教育の推進
- オ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

(2) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保対策

- ア 乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- イ 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と反射用品等の取付けを促す取組の推進
- ウ 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定等）を踏まえた安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
- エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- オ 自転車事故の被害者救済のための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

(3) 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用促進

- ア 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、歩道通行等の通行区分違反、横断歩行者妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための効果的かつ適切な交通安全教育の推進

- イ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進
- ウ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進

第8 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、重点を踏まえ、推進機関・団体が相互に連携して、効果的な運動の展開に努める。

第9 効果評価及び報告

推進機関・団体は、計画及び結果について、以下の回答フォームにより報告するものとする。

【回答フォーム】

- 各市町は総合行政ネットワーク (lgwan) で報告してください。
- ネットワーク環境の違いにより、各市町と推進機関・団体のフォームを分けています。

1 各市町

- **計画**【8月21日(金)締切】

回答フォーム：<https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/jbBd/982529>



- **結果**【10月14日(水)締切】

回答フォーム：<https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/jbBd/1137230>



2 推進機関・団体（市町以外）

- **計画**【8月21日(金)締切】

回答フォーム：<https://logoform.jp/form/jbBd/1134091>



- **結果**【10月14日(水)締切】

回答フォーム：<https://logoform.jp/form/jbBd/1134122>



※ インターネット環境のない場合は、事務局にご連絡ください。

別表 1

佐賀県交通対策協議会 構成機関・団体

佐賀県	佐賀県地域婦人会交通安全母の会
佐賀県議会	佐賀県商工会議所連合会
佐賀県教育委員会	佐賀県商工会連合会
佐賀県警察本部	日本青年会議所九州地区佐賀ブロック協議会
佐賀運輸支局	佐賀県P T A連合会
佐賀国道事務所	佐賀県高等学校P T A連合会
佐賀労働局	佐賀県子ども会連合会
佐賀県市長会	佐賀県老人クラブ連合会
佐賀県町村会	西日本高速道路(株)九州支社
佐賀県交通安全協会	佐賀高速道路事務所
佐賀県安全運転管理者協議会	九州旅客鉄道株式会社
佐賀県自家用自動車協会	佐賀県保育会
佐賀県トラック協会	佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会
佐賀県バス協会	佐賀県タクシー協会
佐賀県指定自動車学校協会	日本自動車連盟佐賀支部

以上 29 機関・団体（順不同）

別表 2

推進機関・団体

佐賀県	佐賀県地域婦人会交通安全母の会
佐賀県議会	佐賀県商工会議所連合会
佐賀県公安委員会	佐賀県商工会連合会
市町（県内 20 市町）	日本青年会議所九州地区佐賀ブロック協議会
佐賀県警察本部	佐賀県P T A連合会
佐賀県教育委員会	佐賀県高等学校P T A連合会
佐賀県市長会	佐賀県子ども会連合会
佐賀県町村会	佐賀県老人クラブ連合会
佐賀県消防協会	佐賀県連合青年団
佐賀地方裁判所	佐賀県長寿社会振興財団
佐賀地方検察庁	佐賀県保育会
佐賀国道事務所	佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会
佐賀労働局	佐賀県女性と生涯学習財団
佐賀地方気象台	西日本高速道路株式会社 九州支社
佐賀運輸支局	佐賀高速道路事務所、
九州農政局佐賀県拠点	久留米高速道路事務所、
自衛隊佐賀地方協力本部	長崎高速道路事務所
佐賀県交通安全協会	九州旅客鉄道株式会社
自動車安全運転センター佐賀県事務所	佐賀県軽自動車協会
佐賀県安全運転管理者協議会	佐賀県自動車販売店協会

佐賀県自家用自動車協会	松浦鉄道株式会社
佐賀県トラック協会	佐賀県高速道路交通安全協議会
佐賀県バス協会	自動車事故対策機構 佐賀支所
佐賀県タクシー協会	佐賀自賠責損害調査事務所
佐賀県指定自動車学校協会	佐賀県自動車整備振興会
佐賀県医師会	佐賀県弁護士会
佐賀県歯科医師会	佐賀県公民館連合会
佐賀県国公立幼稚園会	佐賀県中古自動車販売協会
佐賀県高等学校生徒指導連盟	軽自動車検査協会佐賀事務所
佐賀県高等学校協会	佐賀県農業協同組合中央会
佐賀県小中学校長会	全国共済農業協同組合連合会佐賀県本部
佐賀県経営者協会	佐賀県農業協同組合
佐賀県建設業協会	佐賀県石油商業組合
佐賀県労働基準協会	日本自動車連盟 佐賀支部
佐賀県交通運輸労働組合協議会	佐賀新聞社
佐賀県人権擁護委員会連合会	朝日新聞社 佐賀総局
佐賀県民生委員児童委員協議会	共同通信社 佐賀支局
日本二輪車普及安全協会 九州事務所	時事通信社 佐賀支局
佐賀県建設労働組合連合会	西日本新聞社 佐賀総局
佐賀市個人タクシー協同組合	日本経済新聞社 佐賀支局
J R九州佐賀駅構内タクシー協会	毎日新聞社 佐賀支局
佐賀玄海漁業協同組合	読売新聞社 佐賀支局
佐賀県有明漁業協同組合	株式会社サガテレビ
佐賀県飲食業生活衛生同業組合	NHK佐賀放送局
佐賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	NBCラジオ佐賀
佐賀県左官業協同組合	エフエム佐賀
佐賀県道路用コンクリート製品工業組合	えびすFM
佐賀県石材工業協同組合	FMからっ

以上 93 機関・団体（順不同）